

# 令和8年度 任意予防接種費用の一部助成について

## (おたふくかぜ・インフルエンザ・帯状疱疹・高齢者肺炎球菌)

令和8年度(令和8年4月1日～令和9年3月31日)、次の任意予防接種費用を一部助成します。  
接種後、下記の持ち物を持参のうえ、早めに保健センターで手続きしてください。

予防接種の種類	助成の対象となる接種年齢	助成の上限額	助成回数
おたふくかぜ(★)	1歳から小学校就学前	3,000円	1回
インフルエンザ(★)	妊婦 生後6か月から高校3年生に相当する年齢まで 池田町内の医療機関で接種を受ける場合は、接種費用から町助成額2,000円差引いた金額を医療機関でお支払いください。(保健センターでの手続きは不要です。)	2,000円	1回/年
帯状疱疹(ビケン)	満50歳以上の者で定期接種対象者に該当しない者	4,000円	1回
帯状疱疹(シングリックス)		10,000円/回	2回まで
高齢者肺炎球菌	65歳以上で定期接種対象者に該当しない者	3,500円	1回

【持ち物】  母子健康手帳  予防接種済証等の接種記録  ワクチン接種にかかる領収書  
 印鑑  振込先口座番号のわかるもの

【申請期限】 接種後1年以内  
※インフルエンザ：接種を受けた日が属する年度の3月31日まで



★ 医療機関で接種を受ける際は、次のものをご持参ください。

接種を受ける方	持ち物
妊婦	母子健康手帳 身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等住所が確認できるもの)
子ども	母子健康手帳 福祉医療受給者証(住所と年齢(学年)がわかるもの)

- 任意予防接種は、医師と相談のうえ個人的意思により接種を受けるものです。予防接種の間隔、効果や副反応等については、かかりつけの医師や接種を受ける医師等によくご相談ください。
- 揖斐郡内の登録医療機関で接種し、予防接種による健康被害を受けた場合は、池田町が加入している保険で救済されます。登録外の医療機関で接種した場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになります。

※この内容は令和8年4月現在のものです。令和9年4月以降は助成内容や金額が変更になる場合がありますので、広報またはホームページ等でご確認ください。

### 【お問い合わせ】

池田町保健センター (☎ 0585-45-3191)

電話受付時間 平日 8時30分～17時15分

窓口受付時間 平日 9時～16時30分(※)

※令和8年4月10日(金)から窓口受付時間が上記時間に変更となります。

